

令和5年度第15回教育委員会会議日程

開催期日 令和6年2月21日（水）

開催時間 15時00分

開催場所 芽室町役場2階第7会議室

開 会

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 前会議録の承認
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 報告第32号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
- 日程第5 報告第33号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）
- 日程第6 議案第39号 令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の広報誌掲載の件（非公開）
- 日程第7 議案第40号 令和5年度芽室町文化賞等受賞者決定の件（非公開）
- 日程第8 議案第41号 令和5年度芽室町スポーツ賞等受賞者決定の件（非公開）
- 日程第9 議案第42号 令和6年度芽室町教育行政執行方針の件（非公開）
- 日程第10 議案第43号 令和6年度芽室町一般会計教育費予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）
- 日程第11 議案第44号 条例改正（芽室町総合体育館設置及び管理条例中一部改正）の議案に対する意見申し出の件（非公開）
- 日程第12 議案第45号 令和5年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）

閉 会

日程第 4

報告第 3 2 号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第 1 9 条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和5年度就学援助認定総括表(2月認定者)

(令和6年2月1日現在)

申請世帯	1	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	0	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	0	世帯
経済的困窮世帯		世帯
児童扶養手当受給世帯		世帯
生活保護廃止世帯		世帯
町民税非課税・減免世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯	1	世帯
認定廃止世帯		世帯

◎準要保護認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0

◎要保護認定者数一覧

学校名\学年	小5	小6	中3	計
上美生小学校				0
芽室西小学校				0
芽室中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0

合計

●準要保護不認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校				1			1
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	1	0	0	1

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0

合計

○児童扶養手当受給認定者数

(小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
						0
						0
						0
						0
0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

1年	2年	3年	計
			0
			0
			0
0	0	0	0

合計

令和5年度就学援助認定総括表

(令和6年2月1日現在)

申請世帯	137	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	119	世帯
要保護世帯	2	世帯
準要保護世帯	117	世帯
経済的困窮世帯	45	世帯
児童扶養手当受給世帯	69	世帯
生活保護廃止世帯	1	世帯
町民税非課税・減免世帯	1	世帯
国民年金保険料免除世帯	1	世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯	16	世帯
認定廃止世帯	2	世帯

◎10年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
26	264	232	32	5	17.6
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	205	170	30	3	14.7
2	189	165	23	0	14.3
3	159	142	17	1	12.4
4	157	138	19	4	12.0
5	137	119	16	2	10.7

(内数)

◎準要保護認定者数一覧(2月1日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	9	11	10	9	18	9	66
上美生小学校							0
芽室西小学校	6	7	4	4	7	3	31
芽室南小学校							0
帯広栄小学校						1	1
合計	15	18	14	13	25	13	98

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	11	15	22	48
上美生中学校		1	1	2
芽室西中学校	1	7	8	16
合計	12	23	31	66

合計 164

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
5	5	7	1	8	3	29
						0
4	4	4	2	2	1	17
						0
						0
9	9	11	3	10	4	46

(中学校)

1年	2年	3年	計
6	11	11	28
	1		1
	7	5	12
6	19	16	41

合計 87

●準要保護不認定者数一覧(2月1日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	2	1	1	5		2	11
上美生小学校							0
芽室西小学校	1	1			2	1	5
芽室南小学校				1		1	2
合計	3	2	1	6	2	4	18

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	2		2	4
上美生中学校				0
芽室西中学校	2	1		3
合計	4	1	2	7

合計 25

○要保護世帯

芽室小学校 6年 2人

○要保護の停止・廃止

芽室小学校 2年 1人

5年 1人

6年 1人

○国民年金保険料免除世帯

芽室小学校 4年 1人

○町民税の非課税

芽室小学校 3年 1人

5年 1人

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齡児童又は学齡生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

要保護及び準要保護児童生徒認定要領

第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

第3 認定基準

1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 町民税の非課税又は減免を受けた者

ウ 個人事業税の減免を受けた者

エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）

オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者

カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者

キ 児童扶養手当の支給を受けている者

ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1) に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合

イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者

ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合

エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合

オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2) に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2)ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を十分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

第4 認定の取扱

1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

(1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。

(2) (1)に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。

ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。

(3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。

(4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

(1) 町外へ転出したとき

(2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき

(3) 申請者から辞退の申出がされたとき

3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消することができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月25日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年8月22日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行する。(平成29年11月30日決定)

日程第 5

報告第 3 3 号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜すい）

平成30年3月12日条例第6号

第5条 町長は、前条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

芽室町奨学金貸付対象者の選考基準

平成9年3月

教育委員会訓令第1号

- 1 芽室町奨学金貸付条例(平成29年芽室町条例第2号)第2条第1号に定める「経済的理由により奨学金を必要とする」の判定は、第2項及び第3項の基準により行う。
- 2 申請者の保護者の属する世帯の年間収入(所得)が、次表の日本政策金融公庫貸付基準以下の者とする。

子供の人数(注)	給与所得者の年間収入	事業所得者の年間所得
1人	7,900千円以下	6,000千円以下
2人	8,900千円以下	6,900千円以下
3人	9,900千円以下	7,900千円以下
4人	10,900千円以下	8,900千円以下
5人	11,900千円以下	9,900千円以下
6人	12,900千円以下	10,900千円以下
7人	13,900千円以下	11,900千円以下
8人	14,900千円以下	12,900千円以下
9人	15,900千円以下	13,900千円以下
10人	16,900千円以下	14,900千円以下

(注)「子供の人数」とは年齢、就学の有無に関わらず、申請者の保護者が扶養している子供の人数をいう。

3 前項で定める基準に該当しない場合でも、申し出により次表のいずれかに該当する場合は、これを認める。

許 可 基 準	提出書類
生活の中心となる者が、死亡、重度心身障害の状況又は長期療養中(1か月以上)のため経済的に困窮している場合	・死亡した状況がわかる書類 (死亡届の写し等) ・診断書
災害等により住宅、家屋に大きな損失(半壊、半焼、床上浸水以上の被害)があり、経済的に困窮している場合	被害の状況がわかる書類 (罹災証明書の写し等)
生活の中心となる者の勤務先の倒産等の理由により経済的に困窮している場合	雇用保険被保険者離職票の写し等
その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合	教育委員会が必要と認める書類

平成13年3月27日改定
 平成13年4月 1日適用
 平成14年4月 1日改定
 平成14年4月 1日適用
 平成16年4月 1日改定
 平成16年4月 1日適用
 平成21年4月 1日改定
 平成21年4月 1日適用
 平成30年2月 8日改定
 平成30年3月12日適用
 令和 2年4月 1日改定
 令和 2年4月 1日適用
 令和 3年4月 1日改定
 令和 3年4月 1日適用

日程第 6

議案第 39 号

令和 5 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の広報誌掲載の件
(非公開)

令和 5 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について、広報誌に掲載しようとするものであります。

令和 6 年 2 月 21 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

日程第7

議案第40号

令和5年度芽室町文化賞等受賞者決定の件（非公開）

芽室町文化賞等規則第9条の規定に基づき、文化賞等の受賞者を決定しようとする
ものであります。

令和6年2月21日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和6年2月13日

芽室町教育委員会教育長 程野 仁 様

芽室町社会教育委員
委員長 岩野 真 志



令和5年度芽室町文化賞等受賞候補者について

令和6年2月13日付け生涯第215号で諮問のありました令和5年度芽室町文化賞等受賞候補者について、次のとおり答申します。

記

- 1 諮問のありました文化賞等の候補者については、全て受賞者として適当であると認めます

(生涯学習課社会教育係)

芽室町文化賞等規則

令和3年10月27日教育委員会規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、芽室町の文化の振興を図るため、各種文化事業において優秀な成績を収めた者及び文化の発展に寄与した者に対し、文化賞、文化奨励賞、少年文化賞及び少年文化奨励賞（以下「文化賞等」という。）を贈り、これを顕彰及び奨励するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象)

第2条 文化賞等は、芽室町在住の個人及び芽室町内を活動拠点とする団体を対象とする。なお、団体にあつては、構成員に芽室町在住者を含むものとする。

2 文化賞及び文化奨励賞は高校生以上を対象とし、少年文化賞及び少年文化奨励賞は、小学生及び中学生を対象とする。

3 文化賞等の表彰対象となった団体に関しては、当該文化事業に出場又は参加した者全員を表彰対象者とする。

(文化賞)

第3条 文化賞は次の2部門とする。

(1) 功労の部 芽室町において文化活動の普及と発展のための指導等を20年以上続けている個人又は団体のうち、本町文化振興に著しく貢献した個人又は団体に対して芽室町文化賞（以下「文化賞」という。）を贈り、これを表彰する。

(2) 成績優秀の部 全国又は全道規模の各種団体が行う文化事業において、次のいずれかに該当する成績を収めた個人又は団体に対して文化賞を贈り、これを表彰する。

ア 全国規模の文化的大会において入賞（おおむね上位6位以内）した個人又は団体

イ 全道規模の文化的大会において優勝又は最優秀賞若しくは金賞等の最高賞を受賞した個人又は団体

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの

(文化奨励賞)

第4条 文化奨励賞は次の2部門とする。

(1) 功労の部 芽室町において文化活動の普及と発展のための指導等を10年以上続けている個人又は団体のうち、本町文化振興に貢献し、今後の活動が期待さ

れる個人又は団体に対して芽室町文化奨励賞（以下「文化奨励賞」という。）を贈り、これを表彰する。

(2) 成績優秀の部 全国又は全道規模の各種団体が行う文化事業において、次のいずれかに該当する優秀な成績を収めた個人又は団体に対して文化奨励賞を贈り、これを表彰する。

ア 全道規模の文化的大会において入賞（おおむね上位6位以内）した個人又は団体

イ 全十勝規模の文化的大会において優勝又は最優秀賞若しくは金賞等の最高賞を受賞した個人

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの
(少年文化賞)

第5条 全国又は全道規模の各種団体が行う文化事業において、次の各号のいずれかに該当する特に優秀な成績を収めた個人又は団体に対して、芽室町少年文化賞（以下「少年文化賞」という。）を贈り、これを表彰する。

(1) 全国規模の文化的大会において入賞（おおむね上位6位以内）した個人又は団体

(2) 全道規模の文化的大会において優勝又は最優秀賞若しくは金賞等の最高賞を受賞した個人

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの
(少年文化奨励賞)

第6条 全国又は全道規模の各種団体が行う文化事業において、次のいずれかに該当する優秀な成績を収めた個人又は団体に対して、芽室町少年文化奨励賞（以下「少年文化奨励賞」という。）を贈り、これを表彰する。

(1) 全道規模の文化的大会において入賞（おおむね上位6位以内）した個人又は団体

(2) 全十勝規模の文化的大会において優勝又は最優秀賞若しくは金賞等の最高賞を受賞した個人

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの
(表彰の制限)

第7条 過去に文化賞の表彰を受けた者は、同一部門及び同一分野で文化奨励賞を受賞することはできない。

2 過去に少年文化賞の表彰を受けた者は、同一分野で少年文化奨励賞を受賞するこ

とはできない。

(表彰候補者の推薦)

第8条 受賞候補者を推薦しようとするものは、表彰する当該年度の1月31日までに文化賞等受賞候補者推薦書(別記様式)を芽室町教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

(受賞者の決定)

第9条 文化賞等の受賞者の適正を期するため、委員会は社会教育委員に諮問し、その答申に基づき受賞者を決定する。

(表彰)

第10条 文化賞等には、賞状及び記念品を贈る。

(表彰期日)

第11条 文化賞等は、毎年3月に贈る。ただし、特別の事情があるときは変更することができる。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の芽室町文化賞等規則第3条の規定による文化賞等の表彰を受けたものは、この規則第3条から第8条までの規定により文化賞等の表彰を受けたものとみなす。

附 則 (令和3年10月27日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

日程第 8

議案第 4 1 号

令和 5 年度芽室町スポーツ賞等受賞者決定の件（非公開）

芽室町スポーツ賞等規則第 9 条の規定に基づき、スポーツ賞等の受賞者を決定しようとするものであります。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和6年2月13日

芽室町教育委員会教育長 程野 仁 様

芽室町社会教育委員
委員長 岩野 真 志



令和5年度芽室町スポーツ賞等受賞候補者について

令和6年2月13日付け生涯第216号で諮問のありました令和5年度芽室町スポーツ賞等受賞候補者について、次のとおり答申します。

記

- 1 諮問のありましたスポーツ賞等の候補者については、全て受賞者として適当であると認めます

(生涯学習課スポーツ振興係)

芽室町スポーツ賞等規則

令和3年10月27日教育委員会規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、芽室町のスポーツの振興を図るため、各種スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者に対し、スポーツ賞、スポーツ奨励賞、少年スポーツ賞及び少年スポーツ奨励賞（以下「スポーツ賞等」という。）を贈り、これを顕彰及び奨励するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象)

第2条 スポーツ賞等は、芽室町在住の個人及び芽室町内を活動拠点とする団体を対象とする。なお、団体にあつては、構成員に芽室町在住者を含むものとする。

2 スポーツ賞及びスポーツ奨励賞は高校生以上を対象とし、少年スポーツ賞及び少年スポーツ奨励賞は、小学生及び中学生を対象とする。

3 スポーツ賞等の表彰対象となった団体に関しては、当該スポーツ大会において選手登録をした者全員を表彰対象者とする。

(スポーツ賞)

第3条 スポーツ賞は次の2部門とする。

(1) 功労の部 芽室町において体育レクリエーションの健全な普及と発展のための指導等を20年以上続けている個人又は団体のうち、本町スポーツ振興に著しく貢献した個人又は団体に対して芽室町スポーツ賞（以下「スポーツ賞」という。）を贈り、これを表彰する。

(2) 優秀選手の部 国、地方公共団体又は公益財団法人日本体育協会に加盟する競技団体若しくはこれに準じる団体が主催、共催又は後援するスポーツ大会において、次のいずれかに該当する成績を収めた個人又は団体に対してスポーツ賞を贈り、これを表彰する。

ア 全国規模のスポーツ大会において入賞した個人又は団体

イ 全道規模のスポーツ大会において優勝した個人又は団体

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの

(スポーツ奨励賞)

第4条 スポーツ奨励賞は次の2部門とする。

(1) 功労の部 芽室町において体育レクリエーションの健全な普及と発展のた

めの指導等を10年以上続けている個人又は団体のうち、本町スポーツ振興に貢献し、今後の活動が期待される個人又は団体に対して芽室町スポーツ奨励賞（以下「スポーツ奨励賞」という。）を贈り、これを表彰する。

(2) 優秀選手の部 国、地方公共団体又は公益財団法人日本体育協会に加盟する競技団体若しくはこれに準じる団体が主催、共催又は後援するスポーツ大会において、次のいずれかに該当する成績を収めた個人又は団体に対してスポーツ奨励賞を贈り、これを表彰する。

ア 全道規模のスポーツ大会において入賞した個人又は団体

イ 全十勝規模のスポーツ大会において優勝した個人又は団体

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの

(少年スポーツ賞)

第5条 国、地方公共団体又は公益財団法人日本体育協会に加盟する競技団体若しくはこれに準じる団体が主催、共催又は後援するスポーツ大会において、次の各号のいずれかに該当する成績を収めた個人又は団体に対して、芽室町少年スポーツ賞（以下「少年スポーツ賞」という。）を贈り、これを表彰する。

(1) 全国規模のスポーツ大会において入賞した個人又は団体

(2) 全道規模のスポーツ大会において優勝した個人又は団体

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの

(少年スポーツ奨励賞)

第6条 国、地方公共団体又は公益財団法人日本体育協会に加盟する競技団体若しくはこれに準じる団体が主催、共催又は後援するスポーツ大会において、次のいずれかに該当する成績を収めた個人又は団体に対して、芽室町少年スポーツ奨励賞（以下「少年スポーツ奨励賞」という。）を贈り、これを表彰する。

(1) 全道規模のスポーツ大会において入賞した個人又は団体

(2) 全十勝規模のスポーツ大会において優勝した個人又は団体

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に認めたもの

(表彰の制限)

第7条 過去にスポーツ賞の表彰を受けた者は、同一部門及び同一競技でスポーツ奨励賞を受賞することはできない。

2 過去に少年スポーツ賞の表彰を受けた者は、同一競技で少年スポーツ奨励賞を受賞することはできない。

(表彰候補者の推薦)

第8条 受賞候補者を推薦しようとするものは、表彰する当該年度の1月31日までにスポーツ賞等受賞候補者推薦書を芽室町教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

（受賞者の決定）

第9条 スポーツ賞等の受賞者の適正を期するため、委員会は社会教育委員に諮問し、その答申に基づき受賞者を決定する。

（表彰）

第10条 受賞者には、賞状及び記念品を贈る。

（表彰期日）

第11条 スポーツ賞等は、毎年3月に贈る。ただし、特別の事情があるときは変更することができる。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の芽室町スポーツ賞等規則第3条の規定によるスポーツ賞等の表彰を受けたものは、この規則第3条から第8条までの規定によりスポーツ賞等の表彰を受けたものとみなす。

附 則（令和3年10月27日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

日程第9

議案第42号

令和6年度芽室町教育行政執行方針の件（非公開）

令和6年度芽室町教育行政執行方針について、決定しようとするものであります。

令和6年2月21日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

日程第10

議案第43号

令和6年度芽室町一般会計教育費予算の議案に対する意見申し出の件
(非公開)

令和6年度芽室町一般会計教育費予算案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

令和6年2月21日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教推第233号

令和6年2月21日

芽室町長 手島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

令和6年度芽室町一般会計教育費予算の議案に対する意見について

(申出)

このことについて、別添のとおり措置いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

(教育推進課教育総務係)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜すい）

〔昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号〕

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作
成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

○芽室町教育委員会事務委任規則

昭和 52 年 11 月 16 日教委規則第 4 号

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1 件 1,000 万円を超える教育財産の取得を町長に申し出ること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について町長に意見を申し出ること。
- (5) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (6) 教育長及び課長等の任免を行うこと。
- (7) 学校その他教育施設の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 1 件 1,000 万円を超える工事の計画を町長に申し出ること。
- (9) 道費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。
- (10) 道費負担教職員の服務監督の一般方針を定めること。
- (11) 前 2 号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
- (12) スポーツ推進委員、社会教育委員その他の附属機関の委員を委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教諭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 指定文化財の指定及び解除を行うこと。
- (17) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定によらなければならない。

第 3 条 教育長は、第 1 条の規定により教育長に委任された事務で重要な事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない。

日程第 1 1

議案第 4 4 号

条例改正（芽室町総合体育館設置及び管理条例中一部改正）の
議案に対する意見申し出の件（非公開）

芽室町総合体育館設置及び管理条例中の一部を改正する条例案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教推第234号

令和6年2月21日

芽室町長 手島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

芽室町総合体育館設置及び管理条例中の一部を改正する条例案に対する
意見について（申出）

このことについて、別添のとおり制定いただきますよう、地方教育行政の組織及び
運営に関する法律第29条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）

日程第 1 2

議案第 4 5 号

令和 5 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出
の件（非公開）

令和 5 年度芽室町一般会計教育費補正予算案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教推第38-7号

令和6年2月21日

芽室町長 手島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

令和5年度芽室町一般会計教育費補正予算案について（申出）

このことについて、別添のとおり措置いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）